

制度の方向性に対する岡田共同座長意見

平成 24 年 10 月 24 日

(1 頁)

閣議の議事録等については、閣僚同士の議論は自由に忌憚なく行われる必要があること、また、内閣の連帯責任の帰結として、対外的な一体性、統一性の確保が要請されていることから、これを作成し公開することは適当でないとされてきた。

昨年 4 月に施行された公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「公文書管理法」という。）は、閣議等の政府の重要な会議について一律に議事録等の作成を義務付けるものではない。

しかし、原子力災害対策本部を始め東日本大震災に対応するために設置された会議において議事録等が作成されていなかった問題を契機として、政府の重要な意思決定にかかわる会議については、「行政が適正かつ効率的に運営されるようにする」とともに、「現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする」という同法第 1 条に掲げられた公文書管理制度の目的に照らし、議事録等を作成し、保存していくことが望ましいのではないかと考えられるようになってきている。

なかでも閣議は、内閣の最高かつ最終的な意思決定の場であるため議事録等を作成することが望ましいと考えられるが、その一方で、議事録等が比較的短期間のうちに公開されれば、憲法上の連帯責任を負う内閣の一体性、統一性を確保しつつ自由な意見交換を行うことができなくなるという問題がある。



(修文)

なかでも閣議は、内閣の最高かつ最終的な意思決定の場であるため議事録等を作成することが望ましいと考えられるが、その一方で、議事録等が比較的短期間のうちに公開されれば、高度に政治性を有する事柄も含めた閣僚同士の自由かつ忌憚のない議論の要請や、憲法上の連帯責任の帰結としての内閣の一体性、統一性の確保の要請を満たすことができなくなるおそれがあるという問題がある。

(2 頁)

1. 議事録の作成義務

閣議（閣僚懇談会を含む。以下同じ。）については、政府における意思決定に至る過程として特に重要であることに鑑み、議事録の作成を法律上、義務付けることとする。



(修文)

閣議等（閣議及び閣僚懇談会をいう。以下同じ。）については、政府における意思決定に至る過程として特に重要であることに鑑み、議事録の作成を法律上、義務付けることとする。

(以下、「閣議」について同様に「閣議等」に修文する。)

(1) 議事録の記載事項

意思決定に至る過程の記録として法律上の作成義務を課すという趣旨を踏まえ、議事録には、閣議における主要な発言を記載する。



(修文)

意思決定に至る過程の記録として法律上の作成義務を課すという趣旨を踏まえ、議事録には、閣議等における発言者名及び発言内容を記載する。

(5頁)

3. 移管までの期間の非公開

内閣は、憲法上、国会に対して連帯責任を負い、外部に対しては一体として行動する義務を負っているため、意思決定に至る過程の閣僚間の議論は外部に漏れてはならないものとされている。

閣議における閣僚間の議論が公開された場合、憲法上の連帯責任を負う内閣の一体性、統一性を確保しつつ自由な意見交換を行うことができなくなることにより、連帯責任を負うことを前提とした意見の一致が困難となり、行政権の帰属する内閣の政策決定の質を著しく低下させるおそれがある。

このため、閣議の議事録については、国立公文書館に移管されるまでの間は、非公開とする。



(修文)

内閣は、憲法上、国会に対して連帯責任を負い、外部に対しては一体として行動する義務を負っているため、意思決定に至る過程の閣僚間の議論は外部に漏れてはならないものとされている。

閣議等における閣僚間の議論が公開された場合、高度に政治性を有する事柄も含めた閣僚同士の自由かつ忌憚のない議論の要請や、憲法上の連帯責任の帰結としての内閣の一体性、統一性の確保の要請を満たすことができなくなるおそれがあるという問題がある。

このため、閣議等の議事録については、国立公文書館に移管されるまでの間は、非公開とする。

(5～8頁)

(2) 行政機関情報公開法との関係

(意見)

【案B】が適当と考える。

(8 頁)

4. 閣僚会議の取扱い

(意見)

閣議等と同様の法的措置を講ずるべき閣僚会議の有無、閣僚会議の議事録の作成・公開について運用上講ずるべき措置の方向性、運用上の措置の対象とすべき会議の範囲（省議など閣僚を構成員とする会議全般の取扱い）等について、引き続き、当検討チームで検討を行い、早急に結論を得るべきである。